

陳情文書表（令和2年6月8日定例会提出）

陳情第29号

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

令和2年5月26日受理

陳情者 奈良市登大路町5-5 奈良県教育会館内  
奈良県労働組合連合会  
議長 松本俊一

【陳情の趣旨】

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、本奈良県は837円、最低の15県は790円です。毎日フルタイムで働いても月11万~14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

また、地域間格差も解消すべきです。奈良県と隣り合った大阪府では964円であり、127円の差となっています。しかも、全国的には時間額で223円にまで広がった地域間格差によって地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。今、全国の多くの自治体が、人口減少に苦しんでいます。地域経済を再生させる上で、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げるとは、必要不可欠な経済対策です。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活に必要な生計費は、月に22万円~24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると、時給1,500円前後が必要となります。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準です。また、そのほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制となっています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、下請企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。最低賃金を引き上げることで、中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引き上げることができます。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が求められています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金を大幅に引き上げつつ地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

以上